

<10月のこよみ>

- 1日 労働衛生週間
- 9日 万国郵便連合記念日
- 10日 体育の日
- 13日 矢代田小学校開校百年記念式典
- 14日 鉄道記念日
- 17日 貯蓄の日
- 20日 町民運動会
- 20日 新聞週間
- 23日 電信電話記念日
- 27日 読書週間

町だより

広報ニすど

発行所 小須戸町役場 ☎ 3111
 毎月1日発行 印刷所 玉庭印刷所

人口のうごき

(49.9.1 現在)

男	5,108	(- 9)
女	5,480	(- 6)
計	10,588	(- 15)
世帯数	2,262	(- 4)

No. 19
 昭和49年 10/1

さあ！スポーツの秋です

みんなが参加しよう

町民運動会

スポーツの祭典「町民運動会」が、十月二十日に開催されます。

第四回の去年は、ついに矢代田チームが三連勝の偉業を達成し、大優勝杯を地元を持ち帰りました。

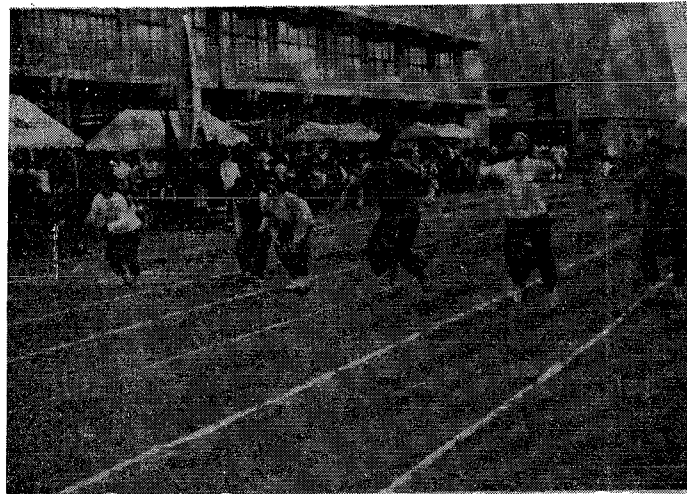
この大会では、天ヶ沢鎌倉チームが最終レースの年代別リレーで、男女とも制覇し意気をはきました。一位の矢代田にわずか五 points の差とつめより、白熱のレース展開をくりひろげました。

今年も盛りだくさんの種目を用意しておりますが、特に幼児や、老人の種目を考慮し家族ぐるみで参加できるようにプログラムを作成します。また、民謡保存協会の皆さんによる小須戸甚句や、全員が参加できる佐渡おけさなどを、中食時に行ない、和気あいあいのムード作りに知恵をしばります。

近年スポーツ熱も老人から幼児まで年とともに盛んになり各種行事が中広く行なわれるようになりました。特に最近では、各地区に野

外バレーコートやテニスコートができ、また町民体育館やナイター施設の利用も盛んになります。

指導体制も、体育指導員をはじめ、補助指導員の人たちが大会や勤労者協議会のバレーボール大会などの団体主催のスポーツ行事も行なわれ



ています。

青年学級と、公民館共催で計画中のオリエンタリングやハイキングなど家族ぐるみで参加でき、自然と親しみ身体を鍛える催し物など、町ぐるみの「体力づくり運動」も着

▼防空従事者を準軍属として処遇

旧防空法に基づき地方長官の従事令書を受け防空の実施に従事中死傷した本人、又は遺族に対し戦傷病者戦没者遺族等援護法が適用されます

援護法が改善されます

① 戦没者の遺族に準慰金・遺族給与金または遺族一時金
 ▼満州軍要以降の戦没者の遺族に国債を支給
 次に該当する戦没者の妻には六十万円、同じく父母には三十万円の国債が支給されます。

★と成果をあげております。みなさんも、どうぞふるってご参加下さい。

なお、町民運動会のプログラムは、分館を通じて各戸に配付する予定です。

① 該当要件
 ① 妻の場合
 昭和十二年九月十八日から昭和十二年七月六日までの間に公務により死亡した者の妻で、現在、公務扶助料または遺族年金を受けているもの。

② 死傷事由が右の期間内における公務であるもの

③ 父母の場合
 前記①の②のほか、戦没者の死亡当時、戦没者以外に子も孫もなかった者

▼戦傷病者の範囲を拡大
 次の者は戦傷病者として戦傷病者手帳を交付し、療養の給付等の援護を行うことになりました。

① 旧防空法の規定により防空の実施に従事した者のうち、業務上傷病にかかり、現に第五款以上の障害があるもの

② 軍人または準軍人であった者のうち、公務上負傷し、または疾病にかかり、現に第三目症または第四目症の障害があるもの。

● 請求手続等詳しいことは、町民生活課福祉係へお問い合わせください。